(七)　事業再編計画の認定を受けた場合の事業再編促進機械等の割増償却制度について、次の見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一三条及び第四六条関係）

(1)　対象となる認定事業再編計画を、その認定事業再編計画に係る事業再編が良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に特に資する一定の措置を行うものである場合におけるその認定事業再編計画に限定する。

(2)　機械装置の償却割合を一〇〇分の三五（改正前一〇〇分の四〇）に、建物等及び構築物の償却割合を一〇〇分の四〇（改正前一〇〇分の四五）に、それぞれ引き下げる。

(八)　対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例について、令和七年三月三一日までに日本船舶・船員確保計画について認定を受けた船舶運航事業者等に該当する法人に対して適用できることとした。（租税特別措置法第五九条の二関係）

(九)　農用地等を取得した場合の課税の特例について、対象となる特定農業用機械等を一定の規模のものに限定することとした。（租税特別措置法第二四条の三及び第六一条の三関係）

(一〇)　土地の譲渡等がある場合の特別税率及び短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率について、その適用停止措置の期限を三年延長することとした。なお、土地の譲渡等がある場合の特別税率の適用除外措置（優良住宅地等のための譲渡等に係る適用除外措置）について、次の見直しを行った上、その期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第六二条の三及び第六三条関係）

(1)　適用対象から、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をする一定の事業を行う者に対する既成市街地等又はこれに類する一定の地区内にある土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるものを除外する。

(2)　開発許可を受けて住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う者に対する土地等の譲渡に係る当該開発許可について、都市計画区域のうち一定の区域内において行われる開発行為に係るものに限定する。

(一一)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第三七条～第三七条の四及び第六五条の七～第六五条の九関係）

(1)　既成市街地等の内から外への買換えを適用対象から除外する。

(2)　航空機騒音障害区域の内から外への買換えについて、譲渡資産から令和二年四月一日前に特定空港周辺航空機騒音対策特別措置法に規定する航空機騒音障害防止特別地区又は公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する第二種区域となった区域内にある資産を除外する。

(3)　長期所有の土地、建物等から国内にある土地、建物等への買換えについて、地域再生法に規定する集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域から集中地域以外の地域への本店資産の買換えに係る課税の繰延べ割合を一〇〇分の九〇（改正前一〇〇分の八〇）に引き上げ、集中地域以外の地域から集中地域のうち特定業務施設の集積の程度が著しく高い地域への本店資産の買換えに係る課税の繰延べ割合を一〇〇分の六〇（改正前一〇〇分の七〇）に引き下げる。

(4)　船舶の買換えについて、譲渡資産から平成二三年一月一日以後に建造された建設業その他の一定の事業の用に供される船舶を除外する。

(5)　特定の資産の買換えの場合の課税の特例（資産の譲渡をした日を含む事業年度前に資産の取得をした場合を除く。）の適用要件に、納税地の所轄税務署長に本特例の適用を受ける旨の届出をすることを加える。

(三)　株式等を対価とする株式の譲渡に係る所得の計算の特例について、適用対象から株式交付の直後の株式交付親会社が一定の同族会社に該当する場合を除外することとした。（租税特別措置法第三七条の一三の四及び第六六条の二関係）

(三)　特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法第六六条の一三関係）

(1)　対象となる特定株式に、購入により取得した特別新事業開拓事業者の株式でその取得によりその特別新事業開拓事業者の総株主の議決権の一〇〇分の五〇を超える議決権を有することとなるものであること等の要件を満たすものを加え、対象となる取得価額の上限を二〇〇億円とする。

なお、この特定株式に係る特別勘定の金額は、特定株式の譲渡その他の取崩し事由に該当することとなった場合には、その事由に応じた金額を取り崩して、益金算入する。

(2)　払込みにより交付された特定株式について、対象となる取得価額の上限を五〇億円（改正前一〇〇億円）に引き下げる。

(四)　認定株式分配に係る課税の特例の創設

産業競争力強化法に規定する事業再編計画の認定を令和五年四月一日から令和六年三月三一日までの間に受けた法人が行う現物分配が同法に規定する認定事業再編計画に従ってする同法に規定する特定剰余金配当に該当する場合には、その現物分配のうち完全子法人の株式が移転するものは、株式分配に該当することとし、その株式分配に該当することとされた現物分配のうち、完全子法人の株式のみが移転するものであること、その現物分配の直後にその法人が有する完全子法人の株式の数のその完全子法人の発行済株式の総数のうちに占める割合が一〇〇分の二〇未満となること等の一定の要件に該当するものは、適格株式分配に該当することとした。（租税特別措置法第六八条の二の二関係）

(五)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を三年延長することとした。

(1)　特定都市再生建築物の割増償却（租税特別措置法第一四条及び第四七条関係）

(2)　特定原子力施設炉心等除去準備金（租税特別措置法第五七条の四関係）

(3)　退職年金等積立金に対する法人税の課税の停止（租税特別措置法第六八条の五関係）

(六)　次に掲げる租税特別措置の適用期限を二年延長することとした。

(1)　中小企業者等の法人税率の特例（租税特別措置法第四二条の三の二関係）

(2)　地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（租税特別措置法第一〇条の四及び第四二条の一一の二関係）

(3)　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除（租税特別措置法第一〇条の五の三及び第四二条の一二の四関係）

(4)　関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研究施設の特別償却（租税特別措置法第四四条関係）

(5)　共同利用施設の特別償却（租税特別措置法第四四条の三関係）

(6)　医療用機器等の特別償却（租税特別措置法第一二条の二及び第四五条の二関係）

(7)　農業経営基盤強化準備金（租税特別措置法第二四条の二及び第六一条の二関係）

(七)　次に掲げる租税特別措置について、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却（旧租税特別措置法第四三条の二関係）

(2)　原子力発電施設解体準備金（旧租税特別措置法第五七条の四関係）

(3)　認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例（旧租税特別措置法第六六条の一一の四関係）

(六)　法人税法の改正に伴い、公共法人が収益事業を行う公益法人等に該当することとなった場合等の取扱いについて所要の措置を講ずることとした。（租税特別措置法第四二条の四、第四二条の一二及び第四二条の一二の五関係）